

京都市告示第583号

京都市市税条例第27条の6第4項の規定に基づき、市長が個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金として、次の表に定めるものを認定します。

令和8年1月7日

京都市長 松井 孝治

控除対象寄附金	法人又は団体の所在地	使 途	寄附金税額控除の対象となる期間
大学共同利用機関法 人間文化研究機構 に対する寄附金	東京都立川市緑町10 番3	当該法人の主た る目的である業 務 (京都市の区域 外における業務 を除く。)	令和7年1月1日以降

(行財政局税務部税制課)